

上越市議会会議規則 改正案

※ 下線部が一部改正（追加・修正）部分。1条まるごと追加の場合下線なし。

改 正 案	分科会意見・ポイント・論点
（出席委員に関する措置） 第 8 7 条の 2 この章における出席委員には、法第 1 0 9 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。	◎ 1条まるごと新しい条文の追加 ○定足数に含むなど、オンラインでもきちんと出席していることの根拠となる規定 ※法第 1 0 9 条第 9 項の規定に基づく条例＝委員会条例のこと。
（委員外議員の発言） 第 1 1 0 条 委員会は審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。 2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許可を決める。 3 前 2 項の場合において、<u>法第 1 0 9 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。</u> 4 前項の委員外議員が、<u>オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u>	◎ 既存の条文の改正（第 3・4 項追加） ○オンライン委員会でも、委員外議員が出席すること（現在でもオンラインで視聴はできるので、出席して発言をすること。）について認めることにした ○分科会では、オンライン出席を認めるものの、運用において「同一の会派に属する委員がいない場合に限る」とするべきとの意見があった。 ※第 3 項の規定により、通常の委員会の場合に、委員外議員だけがオンライン出席を求めることはできない。 ○許可制の採否
（委員長の発言） 第 1 1 1 条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。 2 <u>法第 1 0 9 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。</u>	◎ 既存の条文の改正（第 2 項追加） ○オンラインでは席の概念がない場合があるため、代替の規定

(不在委員) 第 1 2 2 条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。<u>ただし、法第 1 0 9 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。</u>	◎ 既存の条文の改正 (文言の一部改正) ○オンライン出席委員は、委員会においては不在だが表決に加われることの確認の規定
(紹介議員の委員会出席) 第 1 3 9 条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。 2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。 3 <u>前項の場合において、法第 1 0 9 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。</u> 4 <u>前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u>	◎ 既存の条文の改正 (第 3 ・ 4 項追加) ○委員外議員と同じ
(協議等の場の開催方法の特例) 第 1 6 3 条の 2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。 2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。	◎ 1 条まるごと新しい条文の追加 ○協議等の場もオンラインできるための規定 ○当市議会における協議等の場 ・ 全員協議会 ・ 各派代表者会議 ・ 広報広聴委員会 ・ 課題調整会議、政策形成会議 ・ 各常任委員協議会、各特別委員協議会 ・ 議員懇談会